

《登録者認定試験に合格された方へ（産業保健看護専門家制度名簿登録手続き）》

産業保健看護専門家登録者 認定試験合格証を受領後、以下の各書類を準備し、日本産業衛生学会に入会後に学会員番号を記載の上、事務局に送付してください。なお、本制度登録後に会費未納等により産業衛生学会の会員資格を失効した場合は、その理由に関わらず本制度登録削除となりますのでご注意ください。

I. 産業保健看護専門家制度名簿登録手続き（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿登録申請書（様式第 17 号）
2. 登録手数料（手数料 22,000 円（消費税込み））受領証（写）：様式第 17 号の裏面に貼付

※ 申請書の登録番号の欄には、登録者認定試験時の受験番号を記載する。

※ 「産業保健看護専門家登録者 認定試験合格証」は、その交付の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までに登録申請を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

※ 有効期間の延長を希望する者は、有効期間超過後 6 か月以内に、有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）を準備し、事務局に送付すること。